

令和5年第11回富山県教育委員会議事日程

10月16日（月）午後1時

県庁4階大会議室

1 議決事項

議案第31号 令和5年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和4年度分）
の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第32号 令和6年度富山県立高等学校入学者募集要項制定の件

県立学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第33号 令和6年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項制定の
件

県立学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

2 報告事項

(1) 令和5年度「高志の国文学」情景作品コンクールの結果について
生涯学習・文化財室長から説明した。

(2) 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結
果の概要について

小中学校課長から説明した。

3 今後の教育委員会等の日程について

議案第31号

令和5年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和4年度分）の件

教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書について、別添のとおりとし、県議会に提出するとともに、公表するものとする。

令和5年10月16日 提 出

富山県教育委員会
教育長 荻布 佳子

議案第 32 号

令和 6 年度富山県立高等学校入学者募集要項制定の件

令和 6 年度富山県立高等学校入学者募集要項を、次のように定める。

令和 5 年 10 月 16 日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

令和6年度富山県立高等学校入学者募集要項

第1 全日制の課程一般入学

1 募集定員

各高等学校の募集定員は、別表1の1の定員から推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者の数を除いた人員とする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和6年2月22日(木)から同月27日(火)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月27日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月26日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、1校1学科に限る。ただし、工業又は商業に関する学科を志願する者は、同一校のそれぞれの学科内に限り、第2順位まで志願することができる。

なお、第2順位を志願する場合は2つ以上にわたることができる。

- (2) 富山高等学校、富山中部高等学校、高岡高等学校の普通科又は理数科学科・人文社会科学科を志願する者は、同一校の理数科学科・人文社会科学科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。また、南砺福野高等学校普通科又は国際科を志願する者は、同校の国際科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。

- (3) 志願者は、所定の一般入学願書に2,200円の入学考査手数料(一般入学願

書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)を添え、出身中学校長等に提出する。

中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

- (4) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には一般入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

- (5) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、一般入学願書に自己申告書を添えて、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出することができる。

- (6) 帰国生徒としての志願に当たっては、一般入学願書に海外在住状況等説明書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

なお、ここでいう帰国生徒とは、海外における在住期間が継続して2年以上の者で、志願時において帰国後3年以内の者等をいう。

- (7) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、一般入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

- (8) 県外及び海外からの志願者は、県外及び海外の中学校又はこれに準ずる学校を、令和6年3月までに卒業する見込みの者又は卒業した者で、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

(9) 中学校等には、校長を委員長とする選抜資料作成委員会を設ける。

(10) 中学校長等は、志願者の一般入学願書等を提出する際に、一般入学志願者名簿を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

高等学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。

6 学力検査

(1) 学力検査は、県下一斉に実施する。

(2) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む。）の5教科とし、各教科の配点は40点とする。

なお、英語聞き取りテストが中止となった場合、当該校では聞き取りテスト部分を除いて40点に換算する。

(3) 志願者は、志願した高等学校で学力検査を受けなければならない。

(4) 検査日は、令和6年3月7日(木)、3月8日(金)の2日間で、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

| | | | | | |
|---------|----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 第 1 日 | 9:30までにおいて 各高等学校長が定める時間 | 9:30~10:20 | | 10:40~11:30 | 11:50~12:40 |
| 3月7日(木) | 出席調査及び諸準備 | 社 会 | | 国 語 | 理 科 |
| 第 2 日 | 9:30までにおいて 各高等学校長が定める時間 | 9:30~9:45 ※ | 10:00~10:40 | 11:00~11:50 | |
| 3月8日(金) | 出席調査及び諸準備 | 聞き取り | 筆 記 | 数 学 | |
| | | 英 語 | | | |

※ 英語聞き取りテストについては、9時30分から9時45分までの間に10分

間程度で実施する。

- (5) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7 選抜の方法

- (1) 高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された調査書等の資料、学力検査の成績等に基づいて、各高等学校の当該学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。
- (2) 高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (3) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習の記録」の評定、「特別活動」の評価、その他の記録より算出した評定点（以下「調査書評定点」という。）と学力検査の成績とを対比し、同等に扱い、判定することを原則とする。ただし、調査書評定点又は学力検査の成績が、募集定員（推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者の数を除いた数）の上位10%以内にある場合は、調査書評定点又は学力検査の成績の一方により、判定することができるものとする。
- (4) 高等学校長は、選抜に当たって、富山県教育委員会の承認を得て、専門学科及び普通科に設置されているコースの特色に応じて、調査書や学力検査の教科の配点の比重を変えることができる。
- (5) 高等学校長は、選抜に当たって、「学習の記録」の評定及び「特別活動」の評価を除く調査書中の他の記録についても審査する。
- (6) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
- (7) 高等学校長は、富山県教育委員会の承認を得て、各高等学校又は各高等学校の学科及びコースごとに、志願者に対し、面接や専門に関する実技検査等を行い、その結果を選抜の資料に加えることができる。
- (8) 高等学校長は、選抜に当たって、第1順位志願を尊重するが、その学科における総合判定による順位の下位者よりも優れていると判定された第2順位

志願者を合格させることができる。

- (9) 高等学校長は、上記(3)～(8)に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。
- (10) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。
- (11) 帰国生徒の選抜に当たっては、高等学校長は、面接を実施し、その結果及び海外での経験等を十分考慮して行うものとする。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査の第1日、第2日の両日の全日程又は第2日の全日程を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続を行ったうえで志願先高等学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ やむを得ない理由のある者

- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、中学校長等を経て志願先高等学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和6年3月11日(月)午後3時までに、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出する。
- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先高等学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書(県外及び海外からの志願者用)を所定の日時までに、志願先高等学校長に直接提出する。
- (4) 追検査は志願先高等学校において、令和6年3月12日(火)に、下に示す日程によって行う。

| | | | | | | | |
|------------------------|------------|-------------|-------------|-------------------------------|--------------|-------------|-------------|
| 9:30までにおいて各高等学校長が定める時間 | 9:30～10:20 | 10:40～11:30 | 11:50～12:40 | 12:40～13:40の間において各高等学校長が定める時間 | 13:40～13:55※ | 14:10～14:50 | 15:10～16:00 |
| 出席調査及び諸準備 | 社会 | 国語 | 理科 | 出席調査及び諸準備 | 聞き取り | 筆記 | 数学 |
| | | | | | 英語 | | |

※ 英語聞き取りテストについては、13時40分から13時55分までの間に10分間程度で実施する。

- (5) その他、上記5、6、7を準用する。

9 合格者の発表

令和6年3月15日(金)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

10 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。
- (2) ここに定めるもののほか、一般入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第2 全日制の課程推薦入学

1 対象学科及び募集人員

- (1) 全日制の課程の別表2に掲げる普通科に設置されている各コース、専門学科及び総合学科において、推薦入学を実施する。
- (2) 推薦入学による募集人員は、富山県教育委員会と協議のうえ、下記の範囲内で、各高等学校長が定める。
 - ・普通科に設置されている各コース<学級定員の50%以内> (ただし、呉羽高等学校普通科音楽コース、富山北部高等学校普通科体育コースは60%以内)
 - ・国際科及び国際交流科<募集定員の40%以内>
 - ・専門学科 (国際科及び国際交流科を除く。) <募集定員の50%以内>
 - ・総合学科<募集定員の40%以内>
- (3) 推薦入学を実施する学校は、富山県教育委員会と協議のうえ、学科及びコースの特色に応じて、2の志願資格(4)におけるa、b、c、dの各項目別に募集人員等を明示することができる。

2 志願資格

中学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月に卒業する見込みの者で、次の(1)~(4)の条件を満たし、中学校長等の推薦を得た者で、合格内定となった場合は、当該高等学校への入学を確約できる者とする。

- (1) 当該学校、学科、コースを志望する動機が明白であり、目的意識を有する

こと。

- (2) 当該学校、学科、コースに関する興味・関心があり、適性を有すること。
- (3) 当該学校、学科、コースにおける各教科・科目の履修に必要な学力を有し、人物が優れていること。
- (4) 次の a、b、c、d いずれかに該当し、入学後の諸活動に成果が期待される者であること。
 - a 調査書の「学習の記録」が優良であること。
 - b 専門に関する優れた能力又は実績があること。
 - c 芸術、文化、体育のいずれかの分野において優れた能力又は実績があること。
 - d 生徒会活動、社会奉仕活動等学校内外における自発的な活動に継続して積極的に取り組んだ実績があること。

3 志願期間

令和6年2月2日(金)から同月6日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月6日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月5日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、対象学科、コースのうち1校1学科又は1コースに限る。
- (2) 志願者は、所定の推薦入学願書に2,200円の入学考査手数料(推薦入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)を添え、中学校長等に提出する。

中学校長等は、これに本人の調査書及び推薦書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

- (3) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には推薦入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

(4) 県外及び海外からの志願者は、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

(5) 中学校等には、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。推薦委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱い、被推薦者の決定は校長が行う。

(6) 中学校長等は、志願者の推薦入学願書等を提出する際に、推薦入学志願者名簿を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

高等学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。

6 選抜の方法

(1) 推薦入学志願者については、面接を実施し、学力検査を行わない。

(2) 高等学校長は、特に必要と認める場合は、志願者に作文、専門に関する実技検査等を課すことができる。

(3) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、推薦書等の書類並びに面接等の結果を資料として総合的に判定し、合格内定者を決定する。

(4) 面接等は、令和6年2月13日(火)午前9時から、志願先高等学校において、当該高等学校長が定める日程によって行う。

(5) 高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

(6) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書、推薦書等に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富

山県教育委員会に照会することができる。

7 合格者の発表

(1) 合格内定の通知

ア 高等学校長は、推薦入学選考結果通知書を令和6年2月15日(木)の午前10時から正午までの間に投函^{かん}し、郵送することにより、選考結果を中学校長等に通知する。

なお、合格内定者には、中学校長等を通じて合格内定通知書を交付する。

イ 合格内定の通知を受けた者は、他の公立高等学校を志願することができない。

(2) 合格者の発表

合格内定の通知を受けた者について、令和6年3月15日(金)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 合格内定とならなかった者の扱い

(1) 推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者は、この募集要項に定める各課程の選抜についての手続により、改めて志願することができる。その際、志願先高等学校が全日制の課程の場合は、入学考査手数料が免除される。ただし、出願に当たっては、入学考査手数料減免申請書と入学考査手数料納入済証明書を一般入学願書に添付するものとする。

(2) 改めて志願する場合にも、一般入学願書に調査書を添えて提出するものとする。

9 その他

(1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。

(2) ここに定めるもののほか、推薦入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第3 全日制の課程第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、

学科及び募集定員を決定し、令和6年3月15日(金)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「第1 全日制の課程一般入学」の定めに基づいて志願し、5教科の学力検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和6年3月18日(月)及び同月19日(火)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月19日(火)午後4時までに志願校に必着とする。

4 志願の方法

(1) 志願者は、所定の第2次選抜申請書を、出身中学校長等を経て、第2次選抜志願先高等学校長に提出する。

(2) 志願は、1校1学科に限る。ただし、第2順位志願については、第1次選抜に準ずる。また、第1次選抜で志願した高等学校の同一学科を志願することはできない。

(3) 志願に際して、中学校長等は、第2次選抜志願先高等学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して添付する。第2次選抜志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

また、中学校長等は、令和6年3月19日(火)午後4時までに、第1次選抜志願先高等学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して提出する。第1次選抜志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

(4) 県外及び海外からの志願者で第2次選抜に志願する者は、所定の日時まで、第2次選抜志願先高等学校長に第2次選抜申請書を、第1次選抜志願先高等学校長に第2次選抜志願についての申請書をそれぞれ直接提出する。

5 学力検査

学力検査は、実施しない。

6 選抜の方法

(1) 第2次選抜志願先高等学校長は、第1次選抜志願先高等学校長から提出を受けた学力検査の成績と調査書等によって選抜する。

(2) 上記(1)のほか、「第1 全日制の課程一般入学」の7を準用する。

7 合格者の発表

令和6年3月25日(月)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 その他

第2次選抜合格者で、第1次選抜に志願した高等学校において補欠入学を認められた者は、第1次選抜志願先高等学校への入学を優先させる。

第4 定時制の課程（単位制前期）

1 募集定員

新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校、小矢部園芸高等学校及びとなみ野高等学校の募集定員は、別表1の2のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

(1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月に卒業する見込みの者

(2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第1次選抜

(1) 志願期間

令和6年2月22日(木)から同月27日(火)（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月27日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月26日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 志願の方法

ア 志願は、1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程と重ねて志願することはできない。

エ 志願者は、所定の入学願書に950円の入学考査手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、出身中学校長等に提出する。中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

カ 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出することができる。

キ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

ク 中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ケ 県外及び海外からの志願者も上記ア～クに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

(3) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和6年3月7日(木)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

| | | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------|
| 3月7日(木) | 9:30～10:00 | 10:20～10:50 | 学力検査後 |
| | 国語又は各高等学校長が定める1教科 | 数学又は各高等学校長が定める1教科 | 作文、面接 |

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行うが、志願先高等学校長の判断で、面接を令和6年3月8日(金)に行うことができる。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。

ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

(4) 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査

成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(5) 合格者の発表

令和6年3月15日(金)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

4 第2次選抜

(1) 第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等を決定し、令和6年3月15日(金)に発表する。

(2) 志願期間

令和6年3月18日(月)及び同月19日(火)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月19日(火)午後4時までに志願校に必着とする。

(3) 志願の方法

ア 全日制の課程第2次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

イ その他については、上記3の(2)ア、イ、エ、オ、キ、ク、ケの定めに従って行う。

(4) 検査

令和6年3月25日(月)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

| | | | |
|----------|-------------------|-------------------|-------|
| | 9:30~10:00 | 10:20~10:50 | 学力検査後 |
| 3月25日(月) | 国語又は各高等学校長が定める1教科 | 数学又は各高等学校長が定める1教科 | 作文、面接 |

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

(5) 合格者の発表

令和6年3月26日(火)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

(6) その他

上記3の(3)、(4)の定めに準じて行う。

5 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表
掲示する。
- (2) 第2次選抜後も必要があれば、再度選抜を実施することができる。
- (3) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制前期）入学者選抜に関し
必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長
がこれを定める。

第5 定時制の課程（単位制以外）

1 募集定員

富山工業高等学校定時制の課程の募集定員は、別表1の2のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学
校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍してい
ない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第1次選抜

(1) 志願期間

令和6年3月18日(月)及び同月19日(火)の両日とし、両日とも午前9時か
ら午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月19日(火)午後4時まで
に富山工業高等学校に必着とする。

(2) 志願の方法

ア 志願は、富山工業高等学校定時制の課程の1学科に限る。ただし、同校
の定時制の課程内の他学科を第2順位まで志願することができる。

なお、第2順位を志願する場合は2つ以上にわたることができる。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程第2次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

エ 志願者は、所定の入学願書に950円の入学検査手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、出身中学校長等に提出する。

中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、富山工業高等学校長に提出する。

なお、富山工業高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

カ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、富山工業高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

キ 中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。富山工業高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ク 県外及び海外からの志願者も上記ア～キに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

(3) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、富山工業高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、富山工業高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和6年3月25日(月)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

| | | | |
|----------|----------------------|----------------------|-------|
| 3月25日(月) | 9:30~10:00 | 10:20~10:50 | 学力検査後 |
| | 国語又は富山工業高等学校長が定める1教科 | 数学又は富山工業高等学校長が定める1教科 | 作文、面接 |

なお、作文や面接は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、富山工業高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

(4) 選抜の方法

富山工業高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(5) 合格者の発表

令和6年3月26日(火)午後0時30分に、富山工業高等学校において受検番号で行う。

4 第2次選抜

(1) 富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学科及び募集定員等を決定し、令和6年3月26日(火)に、富山工業高等学校において発表する。

- (2) 志願期間は、令和6年3月26日(火)及び同月27日(水)の両日とし、3月26日(火)は午後1時から午後4時まで、3月27日(水)は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願は不可とする。

- (3) 検査については、富山工業高等学校長が日程を定め、志願者に通知する。
(4) その他、上記3の(2)、(3)、(4)の定めに準じて行う。
(5) 合格者の発表については、富山工業高等学校長が定める。

5 その他

- (1) 富山工業高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。
(2) ここに定めるもののほか、定時制の課程(単位制以外)入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第6 定時制の課程(単位制後期)

1 募集人員

募集は、新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校及びとなみ野高等学校において行い、各高等学校の募集人員は、令和6年5月以降に別途示す。

2 志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)のいずれにも在籍していない者、及び過去に高等学校等で単位を修得していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
(2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和6年9月2日(月)から同月4日(水)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、9月4日(水)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、9月3日(火)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

(1) 志願は、1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

(2) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

(3) 志願者は、所定の入学願書に950円の入学考査手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、志願先高等学校長に提出する。

また、志願者は、中学校長等に調査書発行申請書を提出する。中学校長等は、志願者からの申請を受けて、9月4日(水)正午までに、本人の調査書を志願先高等学校長に提出する。出願及び調査書の提出について、郵送による場合は、書留速達とする。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

(4) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、志願先高等学校長に提出することができる。

(5) 県外及び海外からの志願者も上記(1)～(4)に基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

5 検査

(1) 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

(2) 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

(3) 検査は、令和6年9月11日(水)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は

両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合は、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

| | | | |
|----------|-------------------|-------------------|-------|
| 9月11日(水) | 9:30~10:00 | 10:20~10:50 | 学力検査後 |
| | 国語又は各高等学校長が定める1教科 | 数学又は各高等学校長が定める1教科 | 作文、面接 |

なお、作文や面接は、志願先高等学校長の定める日程によって行う。

6 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和6年9月13日(金)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。
- (2) 各学校の実施概要については、募集人員とともに、令和6年5月以降に別途示す。
- (3) ここに定めるもののほか、定時制の課程(単位制後期)入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第7 通信制の課程

1 募集定員

募集定員は、別表1の3のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学

校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和6年3月18日(月)及び同月19日(火)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月19日(火)午後4時までに雄峰高等学校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

- (2) 志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア 入学願書（入学考査手数料 460円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）

イ 調査書（ただし、平成30年3月以前の卒業者については、出身中学校等の卒業証明書をもって代えることができる。）

ウ 雄峰高等学校衛生看護科を志願する者は、富山市医師会看護専門学校准看護学科の合格証の写し

- (3) 雄峰高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその提出を求めることができる。

5 検査

- (1) 検査は、面接等とする。

- (2) 検査は、令和6年3月25日(月)午前9時から、雄峰高等学校において行う。

6 選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、面

接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和6年3月26日(火)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。

8 第2次募集

(1) 上記1、2、4、6の定めに準じて行う。

(2) 志願期間は、令和6年3月26日(火)及び同月27日(水)の両日とし、3月26日(火)は午後1時から午後4時まで、3月27日(水)は午前9時から午後4時までとする。郵送による出願は不可とする。

なお、事情によっては、締切期日後でも受け付けることがある。

(3) 面接等の実施は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。

第8 富山県立中央農業高等学校農業特別専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

<担い手育成コース>

高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者で、次の各条件を備えた者

(1) 本校入学時に、現に農業に従事し、農業経営を発展させようとする意欲、農業に関する知識・技術の向上を目指す意欲のある者

(2) 出身高等学校長等の推薦を受けた者又は地域農林振興センター所長の推薦を受けた者。ただし法人等で就農を目的とした研修を行う者については地域農林振興センター所長の推薦を受けた者

<庭園コース>

高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、庭園管理や野菜・草花の栽培等に興味・関心の高い者

3 志願期間

令和5年12月4日(月)から同月15日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除

く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、12月15日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、12月15日(金)正午までに中央農業高等学校に必着とする。

4 志願の方法

入学志願者は、次の書類を中央農業高等学校長に提出する。

<担い手育成コース>

(1) 入学願書(学校所定のもの)

(入学検査手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)

(2) 履歴書(学校所定のもの)

(3) 卒業見込み証明書又は卒業証明書

(4) 営農状況調査書(学校所定のもの)

(5) 出身高等学校長等又は地域農林振興センター所長の推薦書(学校所定のもの)

<庭園コース>

(1) 入学願書(学校所定のもの)

(入学検査手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)

(2) 履歴書(学校所定のもの)

5 選抜の方法

<担い手育成コース>

中央農業高等学校長は、入学志願者について出身高等学校長等から提出された資料及び面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所において行う。

また、特に必要と認められた場合は、学力検査(農業に関する科目の範囲)を行うことがある。

<庭園コース>

中央農業高等学校長は、入学志願者から提出された資料及び面接、作文、実技（簡易作図）の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文及び実技は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所において行う。

6 合格者の発表

令和6年1月12日（金）午後0時30分に、中央農業高等学校において受検番号で行う。

7 第2次募集

(1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに基づいて第2次募集を実施する。

(2) 第2次募集を実施する場合、志願期間は、令和6年2月20日（火）から3月4日（月）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、3月4日（月）は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月4日（月）正午までに中央農業高等学校に必着とする。

第9 富山県立富山いずみ高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

富山いずみ高等学校看護科を卒業した者

3 その他

入学者募集の詳細については、富山いずみ高等学校長が別に定める。

第10 富山県立雄峰高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

(1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者

(2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和5年12月18日(月)から同月21日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、12月21日(木)午後4時までに雄峰高等学校に必着とする。

4 志願の方法

(1) 入学志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア 雄峰高等学校において交付する入学願書(入学審査手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)

イ 学業成績証明書(高等学校等調査書又は成績証明書)

ウ 上記イで成績証明書を提出した者のみ卒業証明書

(2) 午前部・午後部については、第2順位まで志願することができる。

5 選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について出身高等学校長等から提出された資料及び面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。

また、雄峰高等学校長は、特に必要と認めた場合は、作文を行うことができる。

6 合格者の発表

令和6年1月12日(金)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。

7 第2次募集

(1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに準じて第2次募集を実施する。

(2) 第2次募集を実施する場合の志願期間は、令和6年2月22日(木)及び同月26日(月)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

第11 富山県立小矢部園芸高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者
- (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力を持ち、園芸・造園に関する高度な知識、技術の習得を希望する者

3 志願期間

令和6年2月13日(火)から同月16日(金)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月16日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月15日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

入学志願者は、次の書類を小矢部園芸高等学校長に提出する。

- (1) 小矢部園芸高等学校において交付する入学願書（入学審査手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）
- (2) 高等学校等卒業見込み証明書又は卒業証明書等
- (3) 履歴書

5 選抜の方法

小矢部園芸高等学校長は、面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文は、令和6年3月11日(月)に小矢部園芸高等学校において行う。

また、小矢部園芸高等学校長は、特に必要と認めた場合は、学力検査（農業に関する科目の範囲）を行うことができる。

6 合格者の発表

令和6年3月15日(金)午後0時30分に、小矢部園芸高等学校において受検番

号で行う。

第12 その他

この募集要項の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

別表 1

令和6年度富山県立高等学校第1学年募集定員

1 全日制の課程

| 学 校 名 | 学 科 名 | 募 集 定 員 | |
|---------|-------------------------------------|---------|-----|
| | | 学 級 | 定 員 |
| 入 善 | 普 通 業 農 | 4 | 140 |
| | | 1 | 30 |
| 桜 井 | 普 通 土 木 生 活 環 境 | 3 | 120 |
| | | 1 | 40 |
| | | 1 | 40 |
| 魚 津 | 普 通 | 4 | 160 |
| 魚 津 工 業 | 機 械 電 気 情 報 環 境 | 1 | 35 |
| | | 1 | 35 |
| | | 1 | 35 |
| | | 1 | 35 |
| 滑 川 | 普 通 業 商 業 海 洋 | 2 | 80 |
| | | 1 | 40 |
| | | 1 | 40 |
| | | 1 | 40 |
| 上 市 | 綜 合 | 4 | 150 |
| 雄 山 | 普 通 生 活 文 化 | 2 | 80 |
| | | 1 | 40 |
| 中 央 農 業 | 生 物 生 産 園 芸 デ ザ イ ン バ イ オ 技 術 | 3 | 76 |
| 八 尾 | 普 通 | 4 | 160 |
| 富 山 西 | 普 通 | 4 | 160 |
| 富 山 | 普 通 理 数 科 学 人 文 社 会 科 学 | 4 | 160 |
| | | 2 | 80 |

| 学 校 名 | 学 科 名 | 募 集 定 員 | |
|-----------|--|---------|-----|
| | | 学 級 | 定 員 |
| 富 山 中 部 | 普 通 理 数 科 学 人 文 社 会 科 学 | 4 | 160 |
| | | 2 | 80 |
| 富 山 北 部 | 普 通 く す り ・ バ イ オ 情 報 デ ザ イ ン | 3 | 120 |
| | | 2 | 80 |
| | | 1 | 40 |
| 富 山 工 業 | 機 械 工 学 電 子 機 械 工 学 金 属 工 学 電 気 工 学 建 築 工 学 土 木 工 学 | 2 | 80 |
| | | 1 | 40 |
| | | 1 | 40 |
| | | 2 | 80 |
| | | 1 | 40 |
| | | 1 | 40 |
| 富 山 商 業 | 流 通 ビ ジ ネ ス ビ ジ ネ ス マ ネ ジ メ ン ト 会 計 ビ ジ ネ ス 情 報 ビ ジ ネ ス | 2 | 80 |
| | | 1 | 40 |
| | | 1 | 40 |
| | | 2 | 80 |
| 富 山 い ず み | 綜 合 看 護 | 4 | 150 |
| | | 1 | 40 |
| 富 山 東 | 普 通 | 6 | 240 |
| 富 山 南 | 普 通 | 5 | 200 |
| 呉 羽 | 普 通 | 6 | 230 |
| 小 杉 | 綜 合 | 4 | 150 |
| 大 門 | 普 通 | 3 | 120 |
| 新 湊 | 普 通 業 商 | 3 | 120 |
| | | 1 | 40 |

| 学 校 名 | 学 科 名 | 募 集 定 員 | |
|---------|--------------|---------|-----|
| | | 学 級 | 定 員 |
| 高 岡 | 普 通 | 4 | 160 |
| | 理 数 科 学 | } 2 | 80 |
| | 人 文 社 会 科 学 | | |
| 高 岡 工 芸 | 機 械 | 1 | 40 |
| | 電 子 機 械 | 1 | 40 |
| | 電 気 | 1 | 40 |
| | 建 築 | 1 | 40 |
| | 土 木 環 境 | 1 | 40 |
| | 工 芸 | 1 | 30 |
| | デ ザ イン ・ 絵 画 | 1 | 40 |
| | | | |
| 高 岡 商 業 | 流 通 ビ ジ ネ ス | 2 | 80 |
| | 国 際 ビ ジ ネ ス | 1 | 40 |
| | 会 計 ビ ジ ネ ス | 1 | 40 |
| | 情 報 ビ ジ ネ ス | 1 | 40 |
| 伏 木 | 国 際 交 流 | 3 | 105 |
| 高 岡 南 | 普 通 | 4 | 160 |
| 福 岡 | 普 通 | 3 | 120 |
| 氷 見 | 普 通 | 2 | 80 |
| | 農 業 科 学 | } 1 | 40 |
| | 海 洋 科 学 | | |
| | ビ ジ ネ ス | 1 | 40 |
| 生 活 福 祉 | 1 | 40 | |
| 砺 波 | 普 通 | 4 | 160 |
| 砺 波 工 業 | 機 械 | 2 | 70 |
| | 電 気 | 1 | 35 |
| | 電 子 | 1 | 35 |
| 南 砺 福 野 | 普 通 | 4 | 160 |
| | 国 際 | 1 | 30 |
| | 農 業 環 境 | 1 | 30 |
| | 福 祉 | 1 | 30 |

| 学 校 名 | 学 科 名 | 募 集 定 員 | |
|-------|---------|---------|-------|
| | | 学 級 | 定 員 |
| 南 砺 平 | 普 通 | 1 | 30 |
| 石 動 | 普 商 通 業 | 3 | 120 |
| | | 1 | 40 |
| 合 計 | | 158 | 6,106 |

(注)

- ・ 桜井高等学校普通科については、募集定員のうち、5名を帰国生徒の受入枠とする。

2 定時制の課程

| 学 校 名 | 学 科 名 | 募 集 | |
|-----------|---------------------------------------|---------|-------|
| | | 定 員 | 備 考 |
| 新川みどり野 | 普 通 福 祉 教 養 | 約 1 2 0 | } 単位制 |
| | | 約 4 0 | |
| 富 山 工 業 | 機 械 電 気 生 産 機 械 | 約 4 0 | |
| | | 約 4 0 | |
| | | 約 4 0 | |
| 雄 峰 | 普 通 総 合 ビジネス 生 活 文 化 | 約 2 0 0 | } 単位制 |
| | | 約 4 0 | |
| | | 約 4 0 | |
| 志 貴 野 | 普 通 国 際 教 養 総 合 ビジネス 生 活 文 化 | 約 8 0 | } 単位制 |
| | | 約 4 0 | |
| | | 約 8 0 | |
| | | 約 4 0 | |
| 小 矢 部 園 芸 | 園 芸 | 約 4 0 | 単位制 |
| と な み 野 | 普 通 総 合 福 祉 | 約 8 0 | } 単位制 |
| | | 約 4 0 | |
| 合 計 | | 約 9 6 0 | |

3 通信制の課程

| 学 校 名 | 学 科 名 | 募 集 | |
|-------|----------------|---------|-----|
| | | 定 員 | 備 考 |
| 雄 峰 | 普 通 衛 生 看 護 | 約 3 0 0 | 単位制 |
| 合 計 | | 約 3 0 0 | |

4 専攻科

| 学 校 名 | 学 科 名 | 募 集 | |
|-----------|-----------------------------------|---------|----------------------|
| | | 定 員 | 備 考 |
| 中 央 農 業 | 農 業 ・ 担 手 育 成 コース ・ 庭 園 コース | 約 1 0 | |
| | | 約 1 0 | |
| 富 山 い ず み | 看 護 | 4 0 | 富山いずみ高校看護科卒業者を対象とする。 |
| 雄 峰 | 生 活 科 学 ・ 調 理 師 養 成 課 程 | 6 0 | |
| 小 矢 部 園 芸 | 園 芸 | 約 4 0 | |
| 合 計 | | 約 1 6 0 | |

別表 2

令和 6 年度全日制の課程推薦入学対象学科等

| 学科等区分 | 学 科 ・ コ ー ス 名 |
|---------|--|
| 普通（コース） | 入善高校（自然科学、観光ビジネス）、 八尾高校（福祉）、富山北部高校（体育）、 富山東高校（自然科学）、富山南高校（国際）、 呉羽高校（音楽）、大門高校（情報）、 高岡南高校（人文科学）、福岡高校（英語） |
| 国 際 | 国際科、国際交流科 |
| 農 業 | 農業科、生物生産科、園芸デザイン科、バイオ技術科、 農業科学科、農業環境科 |
| 水 産 | 海洋科、海洋科学科 |
| 工 業 | 機械科、機械工学科、電子機械科、電子機械工学科、 金属工学科、電気科、電気工学科、電子科、情報環境科、 建築科、建築工学科、土木科、土木工学科、土木環境科、 工芸科、デザイン・絵画科、薬業科、くすり・バイオ科 |
| 商 業 | 商業科、ビジネス科、流通ビジネス科、国際ビジネス科、 ビジネスマネジメント科、会計ビジネス科、 情報ビジネス科、情報デザイン科 |
| 家 庭 | 生活文化科、生活環境科、生活福祉科 |
| 看 護 | 看護科 |
| 福 祉 | 福祉科 |
| 総 合 | 総合学科 |

議案第 33 号

令和 6 年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項制定の件
令和 6 年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項を、次のように定める。

令和 5 年 10 月 16 日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

令和 6 年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項

第 1 高等部 A 日程の第 1 次選抜

1 募集定員

高等部 A 日程の募集定員は、別表 1 のとおりとする。

2 志願資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者で、保護者とともに県内に居住し、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校を卒業した者又は令和 6 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和 6 年 3 月卒業見込みの者
- (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

3 志願期間

令和 6 年 1 月 31 日(水)から 2 月 2 日(金)までの間、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、2 月 2 日(金)は、正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2 月 1 日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、高等部 A 日程の 1 校 1 学科に限る。
- (2) 志願に当たっては、令和 6 年 1 月 23 日(火)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により

期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。

- (3) 志願者は、所定の入学願書を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出身中学校長等を通じて出願前に志願先特別支援学校長に連絡する。配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。
- (5) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。
- (6) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先特別支援学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

- (7) 県外及び海外からの志願者は、学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者かつ県外及び海外の中学校又は特別支援学校中学部を令和6年3月までに卒業する見込みの者、卒業した者又はこれに準ずる者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

(8) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、第1次選抜入学志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

(1) 入学検査は、県下一斉に行う。

(2) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）、作業能力検査、面接とし、配点は、学力検査 100点（国語50点、数学50点）、作業能力検査50点とする。

(3) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。

(4) 検査日は、令和6年2月10日（土）とし、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

| | | | | | |
|----------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 2月10日（土） | 9:00～ | 9:30～ 10:00 | 10:20～ 10:50 | 11:10～ 11:40 | 11:50～ |
| | 出席調査 及び諸準備 | 国語 | 数学 | 作業能力検査 | 面接 |

(5) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7 選抜の方法

(1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

(2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習状況」及びその他の記録について審査する。

(3) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

(4) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定

する。

- (5) 特別支援学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続きを行ったうえ志願先特別支援学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ やむを得ない理由のある者

- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和6年2月13日(火)午後4時までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出する。
- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先特別支援学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書(県外及び海外からの志願者用)を所定の日時までに、志願先特別支援学校長に直接提出する。
- (4) 追検査は志願先特別支援学校において、令和6年2月14日(水)に行う。
- (5) その他、上記5、6、7を準用する。

9 合格者の発表

令和6年2月16日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

10 その他

- (1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。
- (2) 志願に当たって必要な書類は、富山県教育委員会から中学校長等に配付する。
- (3) 第1次選抜合格者は、入学を辞退した場合を除いて、他の県立高等学校の

全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び県立特別支援学校高等部を志願することはできない。

- (4) ここに定めるもののほか、高等部A日程の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第2 高等部A日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和6年2月16日(金)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「第1 高等部A日程の第1次選抜」の定めに基づいて志願し、入学検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和6年2月22日(木)から同月27日(火)までの間(日曜日、土曜日並びに祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月27日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月27日(火)正午までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 志願は、高等部A日程の1校1学科に限る。ただし、高等部A日程の第1次選抜で志願した特別支援学校を志願することはできない。
- (2) 志願に当たっては、令和6年2月21日(水)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。
- (3) 志願者は、所定の第2次選抜申請書を、出身中学校長等を経て、第2次選抜志願先特別支援学校長に提出する。

(4) 志願に際して、出身中学校長等は、第2次選抜志願先特別支援学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して添付する。第2次選抜志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

また、出身中学校長等は、令和6年2月27日(火)正午までに、第1次選抜志願先特別支援学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して提出する。第1次選抜志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

(5) 県外及び海外からの志願者で第2次選抜に志願する者は、所定の日時までに、第2次選抜志願先特別支援学校長に第2次選抜申請書を、第1次選抜志願先特別支援学校長に第2次選抜志願についての申請書をそれぞれ直接提出する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、面接とする。
- (2) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。
- (3) 検査日は、令和6年3月7日(木)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

- (1) 第2次選抜志願先特別支援学校長は、第1次選抜志願先特別支援学校長から提出を受けた入学検査の成績と調査書等の資料、面接の結果に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。
- (2) 上記(1)のほか、「第1 高等部A日程の第1次選抜」の7を準用する。

8 合格者の発表

令和6年3月15日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後 2 時現在で発表掲示する。
- (2) 第 2 次選抜合格者で、第 1 次選抜に志願した特別支援学校において補欠入学を認められた者は、第 1 次選抜志願先特別支援学校への入学を優先させる。
- (3) ここに定めるもののほか、高等部 A 日程の第 2 次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表 1

令和 6 年度富山県立特別支援学校高等部 A 日程募集定員等

| 学校名 | 学科名 | 障害種別 | 修業年限 | 募集定員 |
|------------|----------|------|------|------|
| 富山高等支援学校 | 生産・サービス科 | 知的障害 | 3 | 24 |
| 高岡高等支援学校 | 生産・サービス科 | 知的障害 | 3 | 24 |
| 富山聴覚総合支援学校 | 福祉・サービス科 | 知的障害 | 3 | 8 |
| 高岡聴覚総合支援学校 | 福祉・サービス科 | 知的障害 | 3 | 8 |
| 富山総合支援学校 | 産業工芸科 | 知的障害 | 3 | 8 |
| | 生活文化科 | 知的障害 | 3 | |

第 3 高等部 B 日程の第 1 次選抜

1 募集人員（定員）及び志願資格

高等部 B 日程の募集人員（定員）及び志願資格は、別表 2 のとおりとする。

2 志願期間

令和 6 年 2 月 22 日(木)から同月 27 日(火)までの間（日曜日、土曜日並びに祝日を除く。）、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、2 月 27 日(火)は、正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2 月 26 日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 志願の方法

- (1) 志願は、高等部 B 日程の 1 校 1 学科に限る。

(2) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。

(3) 志願者は、所定の入学願書と診断書（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者に限る。）を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。

(4) 専攻科志願者は、所定の入学願書、調査書（調査書の提出が不可能と認められる場合は、卒業証明書。）及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。

(5) 訪問教育志願者は、所定の入学願書と診断書を在籍中学校長等に提出する。在籍中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。

(6) 県外及び海外からの志願者は、別表2の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

(7) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

(1) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）とする。ただし、特別支援学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査に替えて又は加えて面接を行うことができる。

- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 検査日は、令和6年3月7日(木)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合は、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

| | | |
|---------|-----------|------------|
| 3月7日(木) | 9:00～9:40 | 9:40～12:00 |
| | 出席調査及び諸準備 | 学力検査 |

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
- (3) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和6年3月15日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。
- (2) 高等部B日程の第1次選抜合格者で、高等部A日程の第1次選抜に志願した特別支援学校において補欠合格を認められた者は、高等部A日程の志願先特別支援学校への入学を優先させる。
- (3) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。
- (4) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第1次選抜に関し必要な事項及

び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第4 高等部B日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集人員（定員）を決定し、令和6年3月15日（金）に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、別表2の志願資格を有する者で、他の県立高等学校及び県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

3 志願期間

令和6年3月18日（月）及び同月19日（火）の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月19日（火）午後4時までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の3を準用する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

(1) 入学検査の内容は、学力検査など志願先特別支援学校長の定めるものとする。

(2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

(3) 検査日は、令和6年3月25日（月）とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の6を準用する。

8 合格者の発表

令和6年3月26日(火)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。
- (2) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。
- (3) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表2

令和6年度富山県立特別支援学校高等部B日程募集人員(定員)等

| 学校名 | 学科等 | 障害種別 | 修業年限 | 募集人員(定員) | 志願資格 |
|------------|-----|------|------|----------|--|
| 富山視覚総合支援学校 | 普通 | 視覚障害 | 3 | 約10 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 |
| | | 病弱 | 3 | 8 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 |

| | | | | | | |
|------------|------|----------|----------|-----|--|--|
| | 保健医療 | 視障 覚害 | 3 | 約10 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 | |
| | 専攻科 | 理療 | 視障 覚害 | 3 | 約10 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校高等部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 |
| | | 保健医療 | 視障 覚害 | 3 | 約10 | |
| 富山聴覚総合支援学校 | 産業工芸 | 聴障 覚害 | 3 | 約10 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 | |
| | 生活情報 | 聴障 覚害 | 3 | | | |
| | 機械 | 聴障 覚害 | 3 | | | |
| | 専攻科 | 産工業芸 | 聴障 覚害 | 2 | 約10 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校高等部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 |
| | | 生活情報 | 聴障 覚害 | 2 | | |
| | | 機械 | 聴障 覚害 | 2 | | |
| 高岡聴覚総合支援学校 | 機械 | 聴障 覚害 | 3 | 約10 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 | |
| | 生活情報 | 聴障 覚害 | 3 | | | |
| にかわ総合支援学校 | 産業技術 | 知的障害 | 3 | 約20 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 | |

| | | | | | |
|----------|---------|---------------------------|---|-----|--|
| | | 肢 体 不 自由 | 3 | | <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p> |
| 生活文化 | | 知 障 的 害 | 3 | | <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p> |
| | | 肢 体 不 自由 | 3 | | <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p> |
| | 訪 問 教 育 | 知 障 的 害 肢 体 不 自由 | 3 | 若干名 | <p>特別支援学校中学部を令和6年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者</p> <p>(2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者</p> |
| しらとり支援学校 | 産 業 技 術 | 知 障 的 害 | 3 | 約30 | <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p> |
| | 生 活 文 化 | 知 障 的 害 | 3 | | |
| 高岡支援学校 | 産 業 | 知 障 的 害 | 3 | 約30 | <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p> |
| | 生 活 文 化 | 知 障 的 害 | 3 | | |

| | | | | | |
|---|------|---------------|---|-----|---|
| と な み 総 合 支 援 学 校 | 訪問教育 | 知的障害 | 3 | 若干名 | 特別支援学校中学部を令和6年3月卒業見込みの者 で、次の(1)~(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者 |
| | 産業技術 | 知的障害 | 3 | 約20 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 |
| | | 肢体不自由 | 3 | | 学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 |
| | 生活文化 | 知的障害 | 3 | | 学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 |
| | | 肢体不自由 | 3 | | 学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者 |
| | 訪問教育 | 知的障害 肢体不自由 | 3 | | 若干名 |

| | | | | | |
|----------|------|------------|---|-----|--|
| 富山総合支援学校 | 産業工芸 | 肢 体 不自由 | 3 | 約10 | <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p> |
| | 生活文化 | 肢 体 不自由 | 3 | | |
| | 訪問教育 | 肢 体 不自由 | 3 | 若干名 | <p>特別支援学校中学部を令和6年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者</p> <p>(2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者</p> |
| 高志支援学校 | 普 通 | 肢 体 不自由 | 3 | 約10 | <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに入所している者若しくは入所する見込みの者又は富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの外来で訓練を受けている者若しくは訓練を受ける見込みの者（ただし、高等部こまどり分教室を除く）で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p> |
| ふるさと支援学校 | 普 通 | 病 弱 | 3 | 約10 | <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者又は入院する見込みの者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p> |
| | 訪問教育 | 病 弱 | 3 | 若干名 | <p>特別支援学校中学部を令和6年3月卒業見込みの者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者若しくは入院する見込みの者又は通院している者若しくは通院する見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者</p> <p>ただし、通院については、国立病院機構富山病院が放課後等デイサービス事業を実施する場合に、同事業を利用している者又は利用する見込みの者に限る。</p> <p>(1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者</p> <p>(2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者</p> |

第5 幼稚部

1 募集人員及び志願資格

幼稚部の募集人員及び志願資格は、別表3のとおりとする。

2 志願期間

令和6年2月22日(木)から同月27日(火)までの間(日曜日、土曜日並びに祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月27日(火)は、正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月26日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 志願の方法

(1) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。

(2) 志願者の保護者は、所定の入学願書、調査書及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。

(3) 県外及び海外からの志願者は、別表3の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

(1) 入学検査の内容は、面接とする。

(2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

(3) 志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。

- (4) 検査日は、令和6年3月7日（木）とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

| | | |
|---------|-----------|------------|
| 3月7日(木) | 9:00～9:40 | 9:40～11:30 |
| | 出席調査及び諸準備 | 面接 |

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、志願者について、調査書等の資料及び面接等の結果に基づいて合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和6年3月15日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 第2次選抜

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校及び募集人員を決定し、令和6年3月15日(金)に発表する。

9 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。
- (2) ここに定めるもののほか、幼稚部の選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表3

令和6年度富山県立特別支援学校幼稚部募集人員等

| 学 校 名 | 障害種別 | 学年 | 募集人員 | 志 願 資 格 |
|------------|------|-----|------|---------------------------------|
| 富山視覚総合支援学校 | 視覚障害 | 3歳児 | 若干名 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、満3歳の者 |

| | | | | |
|------------|------|-----|-----|---------------------------------|
| | | 4歳児 | 若干名 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、満4歳の者 |
| | | 5歳児 | 若干名 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、満5歳の者 |
| 富山聴覚総合支援学校 | 聴覚障害 | 3歳児 | 若干名 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満3歳の者 |
| | | 4歳児 | 若干名 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満4歳の者 |
| | | 5歳児 | 若干名 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満5歳の者 |
| 高岡聴覚総合支援学校 | 聴覚障害 | 3歳児 | 若干名 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満3歳の者 |
| | | 4歳児 | 若干名 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満4歳の者 |
| | | 5歳児 | 若干名 | 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満5歳の者 |

令和5年度「高志の国文学」情景作品コンクールの結果について

県内の中学生・高校生を対象に、「高志の国文学」に親しみ、郷土を一層深く理解しようとする機運を高めることを目的に実施した「高志の国文学」情景作品コンクールの結果を報告します。

記

1 審査結果等

- (1) 応募総数 1,163点 (文芸 871点、美術 196点、写真 96点)
(参考) R4 : 1,500点 (文芸 1,243点、美術 182点、写真 75点)
- (2) 入選点数 65点 (知事賞6点、金賞8点、銀賞15点、銅賞24点、佳作12点)
(入選作品一覧は、別紙1)
- (3) 知事賞受賞作品 (別紙2)

| 部門 (部) | 題名 | 学校 | 年 | 名前 | 題材 |
|--------|--------------------|------------|---|--------|-------------|
| 文 芸 | 中学生 綺麗な山の小さな山小屋 | 魚津市立西部中学校 | 3 | 中村 昌樹 | 黒部の谷の小さな山小屋 |
| | 高校生 人生を賭けた夢を | 高岡高等学校 | 2 | 沖田 明香里 | まんが道 |
| 美 術 | 中学生 鬼から逃げろ！ | 富山市立速星中学校 | 3 | 高林 美咲 | だごだご ころころ |
| | 高校生 晴朗 | 富山中部高等学校 | 2 | 美濃 杏佳 | ぐるっと湾岸 父子の旅 |
| 写 真 | 中学生 光のゆらぎ | 小矢部市立大谷中学校 | 2 | 山口 優月 | 人生の約束 |
| | 高校生 光に飲まれて | 富山南高等学校 | 2 | 四十木 麻友 | ドラえもん |

- (4) 審査委員 中崎 圭子 県立図書館長 (委員長)
川島 拓馬 富山大学人文学部講師
若松 基 富山県水墨美術館館長
梅木 宏真 ミュゼふくおかカメラ館 ほか
中文連、高文連の代表教諭など 11名

2 経過

- 6月8日(木)～9月4日(月) 作品募集
9月25日(月) 審査委員会 (美術部門)
9月27日(水) 審査委員会 (文芸部門)
9月29日(金) 審査委員会 (写真部門)

3 今後の予定

- 11月15日(月) 表彰式 (高志の国文学館)
11月15日(水)～11月30日(木) 作品展示 (高志の国文学館)

令和5年度「高志の国文学」情景作品コンクール入選作品一覧表

○文芸部門

| 賞 | 題名 | 分野 | 学校 | 学年 | 名前 | よみがな | 題材 |
|--------------|--------------------|------------|-------------|-----------|--------|----------|---------------------------------------|
| 知事賞 | 中学生 綺麗な山の小さな山小屋 | 散文 | 魚津市立西部中学校 | 3 | 中村 昌樹 | なかむら まさき | 黒部の谷の小さな山小屋 |
| | 高校生 人生を賭けた夢を | 散文 | 高岡高等学校 | 2 | 神田 明香里 | おきた あかり | まんが道 |
| 金賞 | 中学生 ふるさと | 詩 | 上市町立上市中学校 | 2 | 齊藤 綾香 | さいとう あやか | 富山県の電車 |
| | 中学生 若衆宿 | 短歌 | 南砺市立平中学校 | 3 | 真井 蒼空翔 | まい そらと | 五箇山～失われる人びとの暮らし～ |
| | 高校生 万葉集から感じたこと | 散文 | 高岡高等学校 | 2 | 篠原 志歩 | しのはら しほ | 万葉集 |
| | 高校生 蝋川 | 短歌 | 高岡高等学校 | 2 | 中村 真結 | なかむら まゆ | 『蝋川』 |
| 銀賞 | 中学生 イタイタイ病 | 散文 | 高岡市立高岡西部中学校 | 3 | 釜谷 光 | かまたに ひかる | イタイタイ病に関する資料など |
| | 中学生 藤子・F・不二雄に学ぶ生き方 | 散文 | 上市町立上市中学校 | 2 | 澤村 陽菜 | さわむら ひな | 学習まんが人物館 藤子・F・不二雄 |
| | 中学生 民謡踊り | 短歌 | 南砺市立平中学校 | 3 | 東 美羽 | あずま みわ | 五箇山～失われる人びとの暮らし～ |
| | 中学生 花火の雫 | 俳句 | 射水市立新湊南部中学校 | 2 | 米林 沙恵 | よねばやし さえ | 花火大会 |
| | 高校生 星の植民地 | 散文 | 富山商業高等学校 | 2 | 南 陽菜乃 | みなみ ひなの | 井上 靖「北国」 |
| | 高校生 倶利伽羅峠・地獄谷 | 詩 | 高岡高等学校 | 2 | 竹田 織羽 | たけだ おりは | 平家物語 |
| 銅賞 | 中学生 神様の子守はじめたんやちや | 散文 | 富山市立北部中学校 | 1 | 馬場 春佳 | ばば はるか | 神様の子守はじめました |
| | 中学生 騒気楼 | 詩 | 富山市立速星中学校 | 2 | 小川 莉央 | おがわ りお | 押絵と旅する男 |
| | 中学生 五箇山に生まれて | 詩 | 南砺市立平中学校 | 2 | 細川 芽吹 | ほそかわ めぶき | 五箇山～失われる人びとの暮らし～ <small>富山文庫4</small> |
| | 中学生 日本誇る伝統 | 短歌 | 富山市立呉羽中学校 | 3 | 山本 埜愛 | やまもと のあ | 井波彫刻 |
| | 中学生 帰郷 | 短歌 | 南砺市立平中学校 | 3 | 浦田 かなん | うらた かなん | 五箇山～失われる人びとの暮らし～ |
| | 中学生 北日本新聞納涼花火大会 | 俳句 | 魚津市立西部中学校 | 3 | 湊谷 優花 | みなとや ゆうか | 富山の情景 |
| | 高校生 思い出の螢鳥賊 | 散文 | 富山商業高等学校 | 1 | 踏江 羽愛 | ふみえ ゆあ | 高島 高「螢鳥賊」 |
| | 高校生 北海 | 散文 | 富山商業高等学校 | 2 | 鶴田 尚牙 | つるた しょうご | 高島 高「北海」 |
| | 高校生 ミロの星座 | 詩 | 富山高等学校 | 1 | 西野 晃生 | にし の こうき | 樋口修造《ミロの星の下に》 |
| | 高校生 登頂 | 短歌 | 高岡高等学校 | 2 | 玉島 果怜 | たましま かれん | 剣岳 点の記 |
| | 高校生 米騒動 | 俳句 | 魚津高等学校 | 2 | 澤田 百加 | さわだ ももか | 大コメ騒動 |
| | 高校生 雪国 | 俳句 | 高岡南高等学校 | 2 | 齊藤 万愛 | さいとう まな | おおかみこどもの雨と雪 |
| | 佳作 | 中学生 僕の中のび太 | 詩 | 富山市立呉羽中学校 | 3 | 三井 瑛太 | みつい えいた |
| 中学生 歴史は繰り返す | | 短歌 | 黒部市立清明中学校 | 2 | 寺田 健真 | てらだ けんしん | 映画「大コメ騒動」 |
| 高校生 私たちの街 | | 散文 | 高岡高等学校 | 2 | 西川 理央 | にしかわ りお | 送球ボーイズ |
| 高校生 越中おわら風の盆 | | 短歌 | 高岡南高等学校 | 2 | 石田 尚佳 | いしだ なおか | おわら風の盆 |
| 高校生 おわら風の盆 | | 俳句 | 富山高等学校 | 1 | 藤澤 大地 | ふじさわ だいち | 月影ペイペ |

※ 文芸部門は、知事賞以外は「散文・詩」「短歌・俳句」の区分ごとに賞を設定

○美術部門

| 賞 | 題名 | 学校 | 学年 | 名前 | よみがな | 題材 |
|----------|-------------------|------------|-------|---------|-----------|-------------|
| 知事賞 | 中学生 鬼から逃げる！ | 富山市立速星中学校 | 3 | 高林 美咲 | たかばやし みさき | だごだご ころころ |
| | 高校生 晴朗 | 富山中部高等学校 | 2 | 美濃 杏佳 | みの ももか | ぐるっと湾岸 父子の旅 |
| 金賞 | 中学生 家族の愛 | 富山市立山田中学校 | 3 | 山崎 由奈 | やまざき ゆな | カノン |
| | 高校生 桜のような君 | 富山中部高等学校 | 2 | 蕭 楽晴 | しょう らくせい | 君の臓腑をたべたい |
| 銀賞 | 中学生 うさぎの誤算 | 富山市立南部中学校 | 1 | 石坂 優芽 | いしさか ゆめ | しっぽのちぎれたうさぎ |
| | 中学生 懐かしい故郷 | 富山市立水橋中学校 | 1 | 岡木 桃花 | おかもと ももか | おおかみこどもの雨と雪 |
| | 高校生 夕刻の輪影 | 富山中部高等学校 | 2 | 浅野 智哉 | あさの ともや | 北方の詩 |
| | 高校生 蛍の思い火 | 富山中部高等学校 | 2 | 藤田 彩乃 | ふじた あやの | 登川(宮本輝) |
| 銅賞 | 中学生 憂鬱な道 | 入善町立入善西中学校 | 2 | 上田 光葵 | うえだ みつき | 長い道 |
| | 中学生 お光と大蛇 | 富山市立奥羽中学校 | 3 | 庄司 明日海 | しょうじ あすみ | お光伝説 |
| | 中学生 あつたらしいな、こんなこと | 富山市立八尾中学校 | 1 | 野村 梨紗 | のむら りさ | ドラえもん |
| | 高校生 響く山車 | 富山中部高等学校 | 2 | 積永 颯 | しゃくなが そう | 岩瀬山車祭 |
| | 高校生 陽光の中 | 富山中部高等学校 | 2 | 土地 爽太 | どち そうた | 散り椿 |
| 高校生 一週間前 | 富山中部高等学校 | 2 | 野村 遥子 | のむら とおこ | 月影ペイペ | |
| 佳作 | 高校生 旅立ち | 富山中部高等学校 | 2 | 山口 奈月美 | やまぐち なつみ | RAILWAYS |
| | 高校生 「来てたの？」 | 高岡南高等学校 | 1 | 藤田 有 | ふじた ゆう | 川っぺりムコリッタ |

○写真部門

| 賞 | 題名 | 学校 | 学年 | 名前 | よみがな | 題材 |
|---------------|---------------|------------|--------|-------------|-------------|-------------------|
| 知事賞 | 中学生 光のゆらぎ | 小矢部市立大谷中学校 | 2 | 山口 俊月 | やまぐち ゆづき | 人生の約束 |
| | 高校生 光に飲まれて | 富山南高等学校 | 2 | 四十木 麻友 | あいき まゆ | ドラえもん |
| 金賞 | 中学生 大自然の花の家 | 小矢部市立大谷中学校 | 2 | 砂田 香也 | すなた かや | おおかみこどもの雨と雪 |
| | 高校生 羽ばたく | 富山東高等学校 | 2 | 杉浦 萌花 | すぎうら もえか | 大人になる前に身につけてほしいこと |
| 銀賞 | 中学生 希望だけは捨てない | 小矢部市立大谷中学校 | 2 | 河原 明彩 | かわはら めい | サクラクエスト |
| | 中学生 ココロのスキマ？ | 小矢部市立大谷中学校 | 3 | 牧田 悠 | まきた はる | 笑うせえるすまん |
| | 高校生 思い出のワンピース | 富山東高等学校 | 1 | 浅井 美月 | あさい みつき | 万葉集 |
| 銅賞 | 高校生 草を蹴む雁 | 富山東高等学校 | 2 | 横山 将太郎 | よこやま しょうたろう | おおかみこどもの雨と雪 |
| | 中学生 憩いの場 | 高岡市立牧野中学校 | 1 | リヤガス エイドリアン | りやがす えいどりあん | 人生の約束 |
| | 中学生 自然あふれる小矢部 | 小矢部市立大谷中学校 | 3 | 可部谷 美怜 | かべたに みれい | ふるさとガイド小矢部 |
| | 中学生 未来への冒険 | 小矢部市立大谷中学校 | 3 | 八十住 徠羅 | やそずみ らいら | 未来のミライ |
| | 高校生 夕陽の染料 | 富山東高等学校 | 1 | 横田 悠利花 | よこた ゆりか | 魚津だより |
| 高校生 灯火の影にかがよふ | 富山東高等学校 | 2 | 清水 ひかり | しみず ひかり | 万葉集 | |
| 高校生 思い出散歩 | 富山南高等学校 | 2 | 新田 侑生 | にった ゆうき | 風の盆恋歌 | |
| 佳作 | 中学生 聖地を彩る花火 | 小矢部市立大谷中学校 | 1 | 川原 翔生 | かわはら しょう | 君の臓腑をたべたい |
| | 中学生 富島峡 | 小矢部市立大谷中学校 | 3 | 加納 彩音 | かのう あやね | 平家女護島 |
| | 高校生 私はあなたの天敵 | 富山中部高等学校 | 2 | 土地 爽太 | どち そうた | 鳩の撃退法 |
| | 高校生 流動 | 富山東高等学校 | 2 | 栗山 未遥 | くりやま みほる | 万葉集 |
| 高校生 別世界への入口 | 砺波高等学校 | 1 | 佐野 瑞歩 | さの みずほ | 新世界より | |

文芸部門（中学生の部） 知事賞

綺麗な山の小さな山小屋

題材『黒部の谷の小さな山小屋』

魚津市立西部中学校 三年 中村 昌樹

心地よい風を受けながらかっきりと晴れた空を見上げ、人生最後の登山にして我が人生最高の登山であったなと思った。もし私が今人工魚眼レンズでもつけていれば、きっと上半分は鮮やかすぎるくらい青、そして下半分には様々な様相の岩々が時に黒く時に白く、力強くそびえ広がっているのだろう。登ってくる最中にも、鉛のように硬く張り詰めた岩や今にも粉となってさらさら流れていきそうな岩など実に多様なその姿を見てきたが、やはり頂上からの眺めは格別だ。

背後からK4ダムの渾猛な放水の音が聞こえる。それは岩々の表面でこたまして、響きが重なり合い、谷間から頭上の天空まで上ってゆく。時折涼しい風が吹く。

袖をまくって汗が噴き出す腕を見た。ひときわ大きな水滴を太陽に照らしてみる。陰になった私の腕の表面で、透明な光を放つ。汗は私の体に根のようにへばりつき、私を包む。これからじわじわと染みきて、私の体の中心に達したとき、体の力がすとんと抜け落ちるのだ。腕を伸ばして手の甲を眺める。指の間の町で爆撃の炎が見えた気がした。

体の力がすとんと抜け落ちる。暗闇……。

……閉じたまぶたのすき間から無理やり入ってくる電灯の光が不快で目が覚めた。微の臭いがする、古い作りの部屋。体を起こしながら、ぼやけた頭で曖昧な記憶を探る。

「あんたもお戦争逃避仲間かい。」

不意に後ろで囁れた老人の声がした。驚き慌てて振り向くと、男が一人、随分昔の煙草を片手にパイプ椅子に座っていた。天井あたりでもやもやと煙が漂っている。

「……そもそもここはどこなんですか？私は今どういう状況なんですか？とかだいたいあなたは誰なんですか？」

男は一呼吸おいて、口から白くて臭い煙を吐きながら私を見つめて言った。

「ここはあ、あんたが倒れていたところからあそう遠くねえところにあるチビ山小屋だ。散歩がてらあ周辺歩き回ってたらなあ。ぐーぜんおめえさんがぶっ倒れてたちゅーわけだ。そんでおらがこうやっておめえさんとそのでっけえ荷物を担いで運んでやったのさあ。おい。分かったか。」

「はあ……。」

そうか、私は頂上であたりを見回しながら意識を失ったのか。人生最後の登山で一体何をやっているのだ、私は……。

「おい。俺の質問にも答えねえか。あんたは戦争から逃げてここまで来たのか。」

男がわざと私に向かって煙を吹き付ける。私は男から顔を逸らし、煙たがりながら言った。

「違いますよ。私はただ登山が好きで来ただけです。戦争に駆り出される前に……。」

すると男はなぜか私のことをひどく不思議そうにして見た。煙草を床に置き、目をかっと開いて私の顔を覗き込みながら男は言った。

「あんたこんな不細工で綺麗でも何でもねえ、むしろきたねえような今の山に登るのが好きだっていうのか？昔みてえに植物は生えてねえし動物たちだっていやしねえこの山が、本当に美しいと思うのか？」

男の発言の意味が分からなかった。山というのは岩壁が素朴にそそり立っているのが普通でそれが美しいのではないのか。生き物のいる山なんて、騒々しいだけじゃないのか。

「まあいい、おまえはあ本当の山の美しさを知らねえんだ。よしこの小屋はあおめあにやるからなあもう町に帰るんじゃあねえぞ。」

「え、ちよっ、え？それはどういうー」

「ああ気にするなってよう。おまえの分の兵役はおらがやるさあ、おめえさんは山が好きなんだろう？ならここで昔みたいなあ本当に綺麗な山をなあ、蘇らせてくれやあ。」

突然勝手なことを言って、男は私が次の言葉を発する間もなく部屋から出て行った。すぐに追いかけてしようとしたが、脚が上手く動かない。

もどかしくて叫んだ。知りたかった。

生物の住む綺麗な山を想像できなかった。

文芸部門（高校生の部） 知事賞

人生を賭けた夢を

題材『まんが道』

高岡高等学校 二年 沖田 明香里

自分の才能や実力に限界を感じたことはあるだろうか。学業でも部活動でも、高いところを目指そうとすればするほど、上には上がいることを思い知らされる。実際に私もその一人だ。

私は小学校高学年から中学までバドミントンをやっていた。競技を始めたころは、毎週の練習が楽しくて仕方がなく、自分は中学でも高校でもその先もバドミントンを続けていくのだろうと漠然と感じていた。そしてたくさんの結果を残していけると思っていた。だがその時の私はまさに大海を知らない井の中の蛙。中学に入って初めての公式戦で1回戦敗退。そのときから自分はバドミントンで結果を残すことは困難なのだと思うようになった。もちろん何においても「結果が全て」というわけではない。努力した過程は今後の人生の糧になる。けれどその時の自分は努力に結果が伴わないことがとても苦しかった。幼いときからバドミントンをやっている人には勝てるわけがない。そんな言い訳をせずに、やれるところまでやりきるんだという気持ちで中学三年生まで続けた。しかし引退試合で惨敗。そして高校へ入学して、今までやってきたバドミントンではなく、一度自分をリセットしようと思ったことのない競技を始めた。

まんが道は藤子不二雄Aが書いた、自伝的漫画作品である。藤子不二雄のコンビの出会いが終戦の前の年、一九四四年。お互い小学生だった頃に遡る。漫画が好きであること。お互い境遇が似ている事から意気投合した。二人で漫画家になる夢を持ち、漫画を描き続けていくうちに、あることがきっかけで藤子不二雄Aである安孫子素雄は、藤子・F・不二雄の藤本弘との漫画家としての才能の差を思い知らされる。しかし彼はここで諦めず、自分の実力はこんなものではないと信

じた。そうやって彼らは漫画界に名をはせた。

『夢を持ち、それを実現させること』は、もちろん素敵なのですが、そもそも、『人生を賭けた夢を持てた』ことが素晴らしい。」

本の最後に掲載されている作家・演出家の鴻上尚史の言葉だ。私はこの言葉にハッとすると同時に、結果を出すことばかり考えて、高いところを目指しひたすら努力続けることを簡単に諦めてしまった過去の自分が何ともみじめに思えてきた。

自分は今まで、成功すること、結果を残すことに執着しすぎていた。だが、まんが道を読んで考え方が随分と変わった。スポーツや芸術の分野で結果を残しているように見える人にはきつと、明確なゴールはない。結果を出すことは大事だが、結果はあくまでも自分の努力の副産物であり、自分がさらにどこまで上に行けるのかを楽しんでいるようにさえ見える。

私は「人生を賭けた夢を持つこと」を一生の大きな目標にしようと思う。テストでいい点を取るとか、〇〇大学に行くとか、そんな一時の目標ではない。人生全てを賭けて実現できるかわからない。けれど挑戦せずにはいられないような目標。結果を出すことにとらわれず上を目指し続けられるような目標をもつことだ。おそらくそう簡単に見つけられるようなものではない。すべてをかけて挑戦したいとおもえるものに出会えるのは、もしかしたら明日かもしれないし、十年後二十年後、もっと先になるかもしれない。けれどもそう思えるものに出会ったのなら、ここに書いた自分の後悔と目標を思い出して、全力を尽くしたい。

さあ、後悔だらけの自分よ。今日の自分を超えて、明日はなににな

美術部門（中学生の部）知事賞



「鬼から逃げろ！」
題材：だごだご ころころ
富山市立速星中学校3年 高林 美咲

美術部門（高校生の部）知事賞



「晴朗」
題材：ぐるっと湾岸 父子の旅
富山中部高等学校2年 美濃 杏佳

写真部門（中学生の部）知事賞



「光のゆらぎ」
題材：人生の約束
小矢部市立大谷中学校2年 山口 優月

写真部門（高校生の部）知事賞



「光に飲まれて」
題材：ドラえもん
富山南高等学校2年 四十木 麻友

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

令和5年10月
富山県教育委員会小中学校課
富山県経営管理部学術振興課

1 暴力行為（件数） （県内国公立学校分）

| 校種 | 年度 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | |
|------|----|-----------|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 県 | 件数 | 404 | 554 | 530 | 488 | 501 |
| | | 1,000人当たり | 7.9 | 11.1 | 10.8 | 10.1 | 10.6 |
| | 国 | 1,000人当たり | 5.7 | 6.8 | 6.5 | 7.7 | 9.9 |
| 中学校 | 県 | 件数 | 298 | 283 | 214 | 332 | 338 |
| | | 1,000人当たり | 10.7 | 10.4 | 8.0 | 12.6 | 13.1 |
| | 国 | 1,000人当たり | 8.9 | 8.8 | 6.6 | 7.5 | 9.2 |
| 高等学校 | 県 | 件数 | 66 | 63 | 25 | 26 | 30 |
| | | 1,000人当たり | 2.3 | 2.2 | 0.9 | 1.0 | 1.2 |
| | 国 | 1,000人当たり | 2.1 | 2.0 | 1.2 | 1.2 | 1.3 |
| 合計 | 県 | 件数 | 768 | 900 | 769 | 846 | 869 |
| | | 1,000人当たり | 7.1 | 8.5 | 7.5 | 8.4 | 8.8 |
| | 国 | 1,000人当たり | 5.5 | 6.1 | 5.1 | 6.0 | 7.5 |

・暴力行為の発生件数は、R3年度と比べ、全ての校種で増加している。1,000人当たりの発生件数は、小・中学校で全国平均を上回り、高等学校では下回っている。

2 いじめ（認知件数） （県内国公立学校分）

| 校種 | 年度 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | |
|--------|----|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 県 | 件数 | 794 | 1,049 | 739 | 841 | 1,107 |
| 中学校 | 県 | 件数 | 455 | 526 | 379 | 612 | 693 |
| 高等学校 | 県 | 件数 | 124 | 154 | 83 | 69 | 131 |
| 特別支援学校 | 県 | 件数 | 27 | 31 | 11 | 17 | 32 |
| 合計 | 県 | 件数 | 1,400 | 1,760 | 1,212 | 1,539 | 1,963 |
| | | 1,000人当たり | 12.8 | 16.5 | 11.6 | 15.1 | 19.6 |
| | 国 | 1,000人当たり | 40.9 | 46.5 | 39.7 | 47.7 | 53.3 |

・いじめの認知件数は、R3年度と比べ、全ての校種で増加している。県全体の1,000人当たりの認知件数は、全国平均を下回っている。

3 不登校（年間30日以上「不登校」という理由で長期欠席した人数）（県内国公私立学校分）

| 校種 | 年度 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | |
|------|----|-----------|------|------|------|-------|-------|
| 小学校 | 県 | 人数 | 334 | 425 | 556 | 725 | 856 |
| | | 1,000人当たり | 6.6 | 8.5 | 11.4 | 15.1 | 18.2 |
| | 国 | 1,000人当たり | 7.0 | 8.3 | 10.0 | 13.0 | 17.0 |
| 中学校 | 県 | 人数 | 801 | 846 | 899 | 1,112 | 1,336 |
| | | 1,000人当たり | 28.7 | 31.1 | 33.7 | 42.3 | 51.7 |
| | 国 | 1,000人当たり | 36.5 | 39.4 | 40.9 | 50.0 | 59.8 |
| 高等学校 | 県 | 人数 | 457 | 480 | 410 | 419 | 483 |
| | | 1,000人当たり | 16.3 | 17.5 | 15.5 | 16.2 | 19.2 |
| | 国 | 1,000人当たり | 16.3 | 15.8 | 13.9 | 16.9 | 20.4 |

・不登校児童生徒数は、R3年度と比べ、全校種で増加している。1,000人当たりの人数は、小学校は全国平均を上回り、中学校、高等学校は全国平均を下回っている。

4 中途退学（高等学校中途退学者の推移）（県内国公私立学校分）

| | 年度 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|---|--------|------|------|------|------|------|
| 県 | 中途退学者数 | 326 | 306 | 264 | 196 | 247 |
| | 中途退学率 | 1.1% | 1.1% | 1.0% | 0.7% | 0.9% |
| 国 | 中途退学率 | 1.4% | 1.3% | 1.1% | 1.2% | 1.4% |

※中途退学率(%) = (中途退学者数 ÷ 4月1日現在の在籍者数) × 100

・中途退学率は、R3年度までは減少傾向にあったが、R4はR3に比べ増加している。中途退学率は全国平均を下回っている。

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和5年11月13日(月) 13:00 予定
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)